

事務処理欄	受付日	受付者	許可番号	会社名・担当	連絡先	書類不備	搬入施設

一般廃棄物処理業等許可申請書類チェックリスト

(一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業・浄化槽清掃業)

	必要書類等	新規		更新		備考
		個人	法人	個人	法人	
1	<input type="checkbox"/> 許可申請書（様式第3号）	○	○	○	○	
2	<input type="checkbox"/> 事業計画書	○	○	○	○	
3	<input type="checkbox"/> 申請者の履歴書	○		△		
4	<input type="checkbox"/> 住民票（本籍地の入ったもの）	○		△		
5	<input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書（成年被後見人・被保佐人）	○		○		※注1
6	<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑証明（原本）	○		○		
7	<input type="checkbox"/> 定款		○		△	※注2
8	<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書（原本）		○		△	※注2
9	<input type="checkbox"/> 役員名簿		○		△	
10	<input type="checkbox"/> 役員の履歴書		○		△	
11	<input type="checkbox"/> 本籍地の入った住民票（役員全員分）		○		○	
12	<input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書（成年被後見人・被保佐人） (役員全員分)		○		○	※注1
13	<input type="checkbox"/> 法人の印鑑証明（原本）		○		○	
14	<input type="checkbox"/> 神栖市の市税納税証明書（直近2年分）	○	○	○	○	※注3
15	<input type="checkbox"/> 従業員名簿	○	○	△	△	
16	<input type="checkbox"/> 事業所、車庫、保管場所、積換場等の付近見取図及び写真	○	○	△	△	
17	<input type="checkbox"/> 専門知識及び技能を有する証明書（写）	○	○	△	△	浄化槽清掃業のみ添付
18	<input type="checkbox"/> 車両・機材の一覧表	○	○	○	○	
19	<input type="checkbox"/> 許可車両として使用する車の自動車検査証記録事項（写）	○	○	○	○	※注4
20	<input type="checkbox"/> 許可車両の写真（前・左右/許可番号、社名、所在、電話番号）	○	○	○	○	※注5・6
21	<input type="checkbox"/> 取引者一覧表	○	○	○	○	※注7
22	<input type="checkbox"/> 確認書	○	○	○	○	
23	<input type="checkbox"/> その他の許可証等（写）	○	○	△	△	※注8
24	<input type="checkbox"/> 鹿島地方事務組合宛の委任状 (一般廃棄物処理手数料の完納確認用)			○	○	※注9
廃棄物搬入許可申請書（正・副）※以下の施設に搬入する場合、搬入する施設ごとに作成し、提出すること						
25	<input type="checkbox"/> 神栖市第一リサイクルプラザ	○	○	○	○	
26	<input type="checkbox"/> 神栖市第二リサイクルプラザ	○	○	○	○	
27	<input type="checkbox"/> 衛生プラント	○	○	○	○	
28	<input type="checkbox"/> 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター（鹿島地方事務組合施設整備課へ提出すること）					
29	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物の処理手数料の納付方法			搬入ごと	・ 後納	※注10

△印は更新申請者で変更のあった事項について添付する。

※注1 証明書を請求する申請書は法務局で取得。申請は東京法務局又は茨城県では水戸法務局。

※注2 申請業務内容が記載されていること。（例：一般廃棄物処理業、一般廃棄物収集運搬業など）

※注3 神栖市に納税義務がある場合のみ添付すること。

※注4 許可期間内に車検を受けた車両は車検後に自動車検査証記録事項（写）を提出すること。

※注5 新規業者は、申請時に使用する車両の写真、前・横(左右)、許可後に許可番号(神栖市指令第○○号)、社名、所在、電話番号が明記されている車両の写真、前・横(左右/社名等の明記は左右のみ)を提出すること。

※注6 更新業者は、申請時に、許可番号(神栖市指令第○○号)、社名、所在、電話番号が明記されている車両の写真、前・横(左右/社名等の明記は左右のみ)を提出すること。

※注7 取引者一覧表は、ごみ・し尿・浄化槽汚泥に分けて作成し、提出すること。

※注8 一般廃棄物処分業については、処分に適すると認められた処理施設・焼却施設の関係書類（写）、産業廃棄物処理業等許可、他市区町村の一般廃棄物処理業等許可を取得している場合は、その許可証（写）を全て提出すること。

※注9 鹿島地方事務組合へ一般廃棄物処理手数料の完納確認を行うため、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターへの搬入許可を既に持っている業者は提出すること。

※注10 リサイクルプラザまたは鹿島共同可燃ごみクリーンセンターに搬入する場合、どちらかを選択すること。